

八清親和会運営基準

高齢者世帯やいろいろな事情を抱えた世帯会員の自治会役員免除についての運用基準

第1条 目的

- (1) もう一度、「お互いさま」や「隣近所の助け合い」の精神の原点に戻り、高齢者だけの世帯やいろいろな事情を抱えた世帯について、常任委員負担だけによる会員退会の阻止を図るとともに、すでに退会した前会員の再加入（呼び戻し）促進を図る。
- (2) 高齢者だけの世帯や、いろいろな事情を抱えた世帯については、自治会として一定の基準を定め、常任委員輪番世帯の対象からはずし、常任委員負担をなくす。
- (3) 常任委員輪番世帯については、この制度による常任委員担当の負担がかからないよう常任委員が回ってくる回数を、凡そ25年～35年に1回程度の仕組みにする。
- (4) 組長についても、組長輪番が8年～10年以上に1回程度回ってくるよう、必要により組統合をする。
- (5) 常任委員の行事のお手伝いや、自治会活動負担軽減は、「イベント・サポート・スタッフ」などにより、これを補う。

第2条 組織・役員

- (1) 区分けは現在のまま7つの区とする。但し、6区については、区域が広く世帯数が多いため、八清公園と昭和天満宮前の道路を挟み、南側（6-1区）・北側（6-2区）の2つの区にする。
- (2) 各区は区長1名を置き、常任委員会は区長がその区を代表して出席する。
- (3) 本部委員は、役員（副会長・会計）の行事・活動などの役員業務を補佐する。
また、本部委員は必要に応じ、役員会、常任委員会にオブザーバーとして出席することができるが議決権は持たない。

第3条 区長・組長の人選と免除基準

(1) 区長：(a) 人選と期間

原則として、人選は区内会員の輪番制とし、任期は1年とする。

ただし副数年やっていただけの会員がいる場合は、本人が受けていただける期間お願いします。（再任を妨げない）

- (b) 高齢者だけの世帯・一人暮らしの高齢者世帯ならびに要介護老人・身体障害者を抱えた世帯あるいは、乳幼児・未就学児を抱えた母子家庭の免除基準

- イ) 原則として、体力的に区長の任が困難と思われる70歳以上の高齢者世帯と、同一人暮らしの高齢者世帯
 - ロ) 要介護老人・身体障害者を抱えた世帯で、区長の任が困難と思われる世帯
 - ハ) 乳幼児、未就学児などを抱えた母子家庭世帯
- ニ) ただし、イ) ロ) ハ) について、同一敷地内あるいは、隣敷地内で独立した建屋にいる2世代、または2世帯住宅や同居者がいる場合は、その同居ご夫婦世帯あるいは、ご子息などが代行する。
- なお、これらに該当する世帯でも、本人の意向でやっていただける場合は願います。(就任を妨げない)

(2) 組長 : (a) 人選と期間

原則として、人選は組内の輪番制とし、任期は1ケ年とする。

(b) 免除基準

原則としてナシ、但し、免除を必要とする世帯が発生した場合は、組内の協議に委ねる。

第4条 区長・組長の負担軽減

(1) 回覧文書負担の軽減

(a) 回覧資料の選別 : ・自治会会員に直接関係しない資料や情報の回覧をやめ、掲示板への「掲示」のみにする。

(b) 「至急・重要回覧」「期日付き回覧」を除き、回覧文書や情報のみの回覧は、月2回とする。回覧物の受付締め切りは、1回目は月初めの常任委員会前日、2回目は月中の20日締めとする。

ただし、「至急・重要回覧」「期日付き回覧」を回す時に通常回覧物があった場合は、一緒に回覧する。

附則

平成29年3月5日 施行

関連資料

- (1) 八清親和会組織図
- (2) 八清親和会区分け図
- (3) 八清親和会組分け図

以上